

あきしま区画整理だより

【第二工区版・第三工区版共通】

令和5年2月発行

発行:昭島市都市計画部区画整理課 〒196-0022 東京都昭島市中神町 1136-16

☎042-545-4100 FAX042-541-4570 メールアドレス kukakuseirika@city.akishima.lg.jp



昭島市公式キャラクター:アッキー&アイロン

中神土地区画整理事業の区域を変更しました

～第二工区北ブロック・西ブロック、第三工区は中神土地区画整理事業区域から除外～

令和4年9月20日～10月3日に縦覧を行った中神土地区画整理事業の事業計画変更について、ここで東京都知事の認可を受け令和5年2月13日に公告を行いました。

この事業計画変更に伴い、土地区画整理事業の施行地区が縮小され、土地区画整理事業を継続する区域(第二工区駅前ブロック)と土地区画整理事業によらない整備手法に変更された区域(第二工区北ブロック・西ブロック、第三工区)に分かれることになりました。

このことにより、除外区域では建築行為等にかかる事務手続の変更があります(下の表を参照)。詳細についてはお問い合わせください。



【建築行為等にかかる申請について】

区域	区画整理	建築行為等	申請窓口
第二工区駅前ブロック	区画整理を継続	土地区画整合法76条に基づく申請が必要 【従来のまま】	土地区画整理事務所 (区画整理課)
第二工区北ブロック・西ブロック、第三工区	区域から除外(区画整理から他の整備手法に変更)	都市計画法53条に基づく申請が必要【変更】 (地区計画が策定される令和5年夏頃まで) ※建築物の新築・改築・増築に限ります。	市役所2階(都市計画課) ※ <u>道路計画等との関係を確認するため、建築計画を具体化する前に区画整理課にご相談ください。</u>

【中神土地区画整理審議会が変わりました】

今回の事業計画変更に伴い、第二工区と第三工区にそれぞれ設置されている中神土地区画整理審議会が変わりました。

■第二工区

第二工区の審議会は、土地区画整理事業区域から外れた第二工区北ブロック・西ブロックからの選出委員が委員の地位を失うことになったため、定数 10 名に対して3名の委員が欠員となっています。なお、欠員が3名を超えないため、中神土地区画整理事業施行規程に基づき補欠選挙は行いません。

■第三工区

第三工区の審議会は、土地区画整理事業区域から第三工区が外れたため、廃止となりました。

【都市計画課より地権者の皆様へ】

都市計画変更等の素案説明会が開催されました

先月の区画整理だより及び同封の都市計画課からの案内通知によりお知らせした都市計画変更等の素案説明会が、1月28日と31日に開催され、計71名ご出席いただきました。寒い中のご参加ありがとうございました。



説明会では、中神土地区画整理事業区域から外れるエリアの新たなまちづくりのルールとなる地区計画の素案を中心に説明を行いました。用途変更・建築制限に関するご質問のほか、今後の道路・公園の整備方針などについてもご質問・ご意見をいただきました。この説明会の資料は、市役所2階都市計画課窓口、土地区画整理事務所で配布しているほか、市ホームページ（トップページ＞都市計画＞都市計画の決定や説明会などのお知らせ）にも掲載する予定です。

■今後の予定

1月に行われた【素案】の説明会等を踏まえ作成する【原案】の説明会を3月中旬に行う予定です。詳細は広報あきしま3月15日号及び市ホームページでご案内いたします。

原案説明会后、都市計画法に基づく縦覧等を経て昭島市都市計画審議会へ付議され、都市計画決定されます。令和5年夏頃を目途としております。

その他、都市計画決定手続きに関する問い合わせ先は都市計画課 都市計画係（市役所本庁舎2階）042-544-4410へお願いします。